

(報道関係資料)

平成 20 年 12 月 17 日

株式会社 T4C

<http://www.t4c.co.jp>

## T4C、「平成 20 年度 東京ワークライフバランス認定企業」へ

SAP 導入コンサルティング事業を行なう株式会社 T4C(ティーフォーシ、本社:東京都港区芝 5-27-1、代表取締役社長:山下 崇文、以下「T4C」)は、この度、東京都が実施するいきいき職場推進事業において「平成 20 年度東京ワークライフバランス認定企業」(年休取得促進部門)に選ばれました。

### 1. 平成 20 年度東京ワークライフバランス認定企業とは

東京都が今年度始めた新規事業の一つ。従業員 300 名以下の中小企業を対象に、従業員が仕事と生活を両立しながら、いきいきと働き続けられる職場の実現に向けて優れた取り組みを実施している企業を認定する制度。

①長時間労働削減取組部門、②年休取得促進部門、③育児・介護休業制度充実部門、④多様な勤務形態導入部門の計 4 部門を設定、応募企業数 41 社／延べ応募取組数 54 件のうち、計 12 社が「東京ワークライフバランス認定企業」として認定されました。

### 2. T4C の取組み～特別休暇制度:「Parada(パラダ)休暇」

T4C は、勤続年数に応じて連続休暇と特別休暇手当を支給する「Parada 休暇」制度で応募し、年休取得促進部門において認定されました。

#### 【Parada(パラダ)休暇とは】

「Parada」はスペイン語で「停まる、停留所」という意味。「たまには途中下車をして寄り道を楽しみ、見識を広げたら再び元気に目的地に向かって出発しよう」という思いが込められています。

・制度内容: 勤続 3 年経過ごとに特別休暇の付与と特別休暇手当を支給

勤続 3 年＝連続 2 週間の特別休暇+特別休暇手当

(15 万円～25 万円、職級に応じて変動)

勤続 6 年＝連続 4 週間の特別休暇+特別休暇手当

(30 万円～50 万円、職級に応じて変動)

・取得実績: 合計:28 名

内訳:平成 18 年度 2 名、平成 19 年度 12 名、平成 20 年度 14 名(平成 20 年 11 月末現在)

今年度末にて権利が失効となる社員において、1名取得予定者を残し既に全員が取得済み  
(権利付与から3年間を経過した場合は次の休暇の権利が発生するため失効となります)

- ・休暇の例: 家族と海外旅行(40代男性)、家族と温泉地巡り(30代男性)、単身海外旅行(20代、30代男性)、バイクの免許取得(50代役員)他
- ・その他:
  - ・休暇中は一切の業務に携わることを禁止しており、仕事に関するメールのやり取り、電話連絡なども禁止しております。
  - ・平成18年4月1日より施行

T4Cは、今後も仕事と生活の両立、ONとOFFの更なる充実の実現に向けて取り組んでまいります。

### 3. 参考資料

東京都のプレスリリース:<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2008/12/20ich400.htm>

### 4. 会社概要

- 1)商号:株式会社 T4C
- 2)所在地:東京都港区芝 5-27-1
- 3)代表者:山下 崇文
- 4)設立年月日:平成14年10月4日
- 5)主な事業内容:SAP導入コンサルティング事業
- 6)資本金:7,520万円
- 7)従業員数:72名(平成20年12月1日現在)
- 8)売上高:12億5,200万円(2008年3月期実績)

#### 本件に関する問合せ先

株式会社 T4C アドミニストレーションディビジョン 澤井

TEL:03-3769-0291 FAX:03-3769-0290 e-mail:[sawai-keiko@t4c.co.jp](mailto:sawai-keiko@t4c.co.jp)